

令和 8 年 第 1 回臨時会

埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和 8 年 5 月 25 日 開会

令和 8 年 5 月 25 日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和 8 年
第 1 回臨時会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5 月 2 5 日（月）	
○開 会	5
○開 議	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議事日程の報告	5
○日程の追加	6
○副議長辞職の件	6
○日程の追加	7
○副議長の選挙	7
○副議長就任のあいさつ	8
○日程の追加	8
○議長辞職の件	9
○日程の追加	10
○議長の選挙	10
○議長就任のあいさつ	11
○議会運営委員会委員の選任	11
○議会運営委員会正副委員長の互選	12
○諸般の報告	12
○行政報告	13
○報告第 2 号、報告第 3 号の上程、説明	14
○議案第 8 号～議案第 11 号の上程、説明	15
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	17
○監査委員就任のあいさつ	18
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	19
○議案第 10 号の質疑、討論、採決	19

○議案第 11 号の質疑、討論、採決	20
○管理者のあいさつ	22
○閉 会	23



署名議員	25
参考資料	
議決結果一覧表	27

埼玉県央広域事務組合告示第4号

令和8年第1回埼玉県央広域事務組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和8年5月18日

埼玉県央広域事務組合管理者 並 木 正 年

1 期 日 令和8年5月25日（午前9時）

2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

3 付議事件

- ・ 埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員の選任について
- ・ 埼玉県央広域事務組合監査委員の選任について
- ・ 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- ・ 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合行政手続条例の一部を改正する条例）
- ・ 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 1 5 名

1 番	藤 村 孝 志 議員	2 番	矢 島 洋 文 議員
3 番	芝 寄 和 好 議員	4 番	須 山 陽一朗 議員
5 番	糸 井 政 樹 議員	6 番	永 井 司 議員
7 番	滝 瀬 光 一 議員	8 番	諏 訪 三津枝 議員
9 番	潮 田 幸 子 議員	1 0 番	金 澤 孝太郎 議員
1 1 番	秋 谷 修 議員	1 2 番	渡 邊 光 子 議員
1 3 番	浦 田 充 議員	1 4 番	工 藤 日出夫 議員
1 5 番	島 野 和 夫 議員		

○ 不 応 招 議 員 なし

令和８年第１回埼玉県央広域事務組合議会臨時会 第１日

令和８年５月２５日（月曜日）

議 事 日 程

- １ 会議録署名議員の指名
- ２ 会期の決定
- ３ 副議長辞職について
- ４ 副議長の選挙
- ５ 議長辞職について
- ６ 議長の選挙
- ７ 議会運営委員会委員の選任
- ８ 諸般の報告
- ９ 行政報告
- １０ 専決処分の報告について
- １１ 議案第８号～議案第１１号の上程、提案説明
- １２ 議案第８号の質疑、討論、採決
- １３ 議案第９号の質疑、討論、採決
- １４ 議案第１０号の質疑、討論、採決
- １５ 議案第１１号の質疑、討論、採決
- １６ 管理者のあいさつ
- １７ 閉 会

○出席議員 15名

1 番	藤 村 孝 志	議員	2 番	矢 島 洋 文	議員
3 番	芝 寄 和 好	議員	4 番	須 山 陽一朗	議員
5 番	糸 井 政 樹	議員	6 番	永 井 司	議員
7 番	滝 瀬 光 一	議員	8 番	諏 訪 三津枝	議員
9 番	潮 田 幸 子	議員	10 番	金 澤 孝太郎	議員
11 番	秋 谷 修	議員	12 番	渡 邊 光 子	議員
13 番	浦 田 充	議員	14 番	工 藤 日出夫	議員
15 番	島 野 和 夫	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	並 木 正 年
副 管 理 者	小 野 克 典
副 管 理 者	三 宮 幸 雄
会 計 管 理 者	小 川 裕 子
参 事	武 田 昌 行
消 防 長	千 村 茂
本 部 次 長	原 田 正 美
副 参 事 兼 警 防 課 長	高 柳 禎 胤
副 参 事 兼 消 防 総 務 課 長	島 田 英 樹
鴻 巣 消 防 署 長	相 原 健 治
桶 川 消 防 署 長	坂 卷 泰 弘
北 本 消 防 署 長	前 田 敏 重
予 防 課 長	渡 辺 幸 雄
救 急 課 長	岩 崎 徳 生
指 令 課 長	寺 田 一 浩
事 務 局 長 兼 総 務 課 長	鈴 木 浩 一

○本会議に出席した事務局職員

書 記	塩野谷 剛 史	書 記	高 橋 利 典
書 記	梶 田 航	書 記	関 口 和 樹

(開会 午前 9時05分)

◎ 開 会 の 宣 告

芝 寄 和 好 議 長 ただいまから令和8年第1回埼玉県央広域事務組合議会臨時会を開会いたします。
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開 議 の 宣 告

芝 寄 和 好 議 長 これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

芝 寄 和 好 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。
1番、藤村孝志議員、12番、渡邊光子議員を指名いたします。

◎ 会 期 の 決 定

芝 寄 和 好 議 長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、5月25日の1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

芝 寄 和 好 議 長 ご異議ないものと認めます。
よって、会期は5月25日の1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程の報告

芝 寄 和 好 議 長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布しております日程表のとおりで
ございます。ご了承願います。
暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時06分)



(開議 午前 9時07分)

芝 寄 和 好 議 長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 日 程 の 追 加

芝 寄 和 好 議 長 ただいま滝瀬光一議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

芝 寄 和 好 議 長 ご異議ないものと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたします。

滝瀬光一議員の退場をお願いいたします。

〔7番 滝瀬光一議員退場〕

芝 寄 和 好 議 長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時08分)

(開議 午前 9時08分)

芝 寄 和 好 議 長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 副 議 長 辞 職 の 件

芝 寄 和 好 議 長 日程第3、副議長の辞職の件を議題といたします。

書記に辞職願を朗読させます。

塩野谷剛史書記 それでは、朗読いたします。

令和8年5月25日

埼玉県央広域事務組合議会議長 芝 寄 和 好 様

埼玉県央広域事務組合議会副議長 滝 瀬 光 一

辞 職 願

このたび都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。

芝 寄 和 好 議 長 お諮りいたします。

滝瀬光一議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 よって、滝瀬光一議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔7番 滝瀬光一議員入場〕

芝崙和好議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時09分)

(開議 午前 9時10分)

芝崙和好議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

滝瀬光一議員にご通知申し上げます。副議長の辞職について、ただいま許可することに決定いたしました。

滝瀬光一議員には、副議長としてその重責を果たされ、ここに退任となりましたが、この間のご苦勞に対しまして、本席より議會を代表しまして、深甚なる感謝の意を表します。大変ご苦勞さまでした。

◎ 日 程 の 追 加

芝崙和好議長 ただいま副議長が欠員となりました。

この際、日程を追加し、日程の順序を変更して直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 ご異議ないものと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに選挙を行います。

◎ 副 議 長 の 選 挙

芝崙和好議長 日程第4、これより副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 ご異議ないものと認めます。

よって、これより副議長の選挙を指名推選により行います。

指名の方法については、私より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

芝崙和好議長 ご異議ないものと認めます。

よって、私より指名することに決定いたしました。

埼玉県央広域事務組合議会副議長に糸井政樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私より指名したとおり当選人を定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

芝寄和好議長 ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました糸井政樹議員が副議長に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 副議長就任のあいさつ

芝寄和好議長 続いて、ただいま副議長に当選されました糸井政樹議員より副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔5番 糸井政樹議員登壇〕

5番 糸井政樹議員 何回もしゃしゃり出るようで恐縮でございますけれども、ただいま副議長の選挙におきまして、議員各位の皆様からご推挙いただき、副議長という本当に重責に就かせていただくことになりました桶川選出の糸井政樹でございます。

本組合議会の副議長の要職に就きましたことは本当に身に余る光栄でございますが、同時に責任の重さを痛感しているところでございます。本組合発展のため、鋭意尽力し、職責を果たしてまいりたい所存でございますので、引き続き皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、誠に簡単でございますが、就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

芝寄和好議長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時13分)

(開議 午前 9時14分)

〔副議長、議長と交代〕

糸井政樹副議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 日 程 の 追 加

糸井政樹副議長 ただいま芝寄和好議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とするこ

とにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

糸井政樹副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたします。

芝寄和好議員の退場をお願いいたします。

〔3番 芝寄和好議員退場〕

糸井政樹副議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時15分)

(開議 午前 9時15分)

糸井政樹副議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 議 長 辞 職 の 件

糸井政樹副議長 日程第5、議長の辞職の件を議題といたします。

書記に辞職願を朗読させます。

塩野谷剛史書記 それでは、朗読をいたします。

令和8年5月25日

埼玉県央広域事務組合議会副議長 糸 井 政 樹 様

埼玉県央広域事務組合議会議長 芝 寄 和 好

辞 職 願

このたび都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い
出ます。

糸井政樹副議長 お諮りいたします。

芝寄和好議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

糸井政樹副議長 ご異議なしと認めます。

よって、芝寄和好議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔3番 芝寄和好議員入場〕

糸井政樹副議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時16分)

(開議 午前 9時16分)

糸井政樹副議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

芝寄和好議員にご通知申し上げます。議長の辞職について、ただいま許可することに決定いたしました。

芝寄和好議員には、議長としてその重責を果たされ、ここに退任となりましたが、その間のご苦勞に対しまして、本席より議会を代表いたしまして、深甚なる感謝の意を表します。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

◎ 日 程 の 追 加

糸井政樹副議長 ただいま議長が欠員となりました。

この際、日程を追加し、日程の順序を変更して直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

糸井政樹副議長 ご異議ないものと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに選挙を行います。

◎ 議 長 の 選 挙

糸井政樹副議長 日程第6、これより議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

糸井政樹副議長 ご異議ないものと認めます。

よって、これより議長の選挙を指名推選により行います。

指名の方法については、私より指名したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

糸井政樹副議長 ご異議ないものと認めます。

よって、私より指名することに決定いたしました。

埼玉県央広域事務組合議会議長に滝瀬光一議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま私より指名したとおり当選人を定めることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

糸井政樹副議長 ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました滝瀬光一議員が議長に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 議長就任のあいさつ

糸井政樹副議長 続きまして、ただいま議長に当選されました滝瀬光一議員より議長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔7番 滝瀬光一議員登壇〕

7番 滝瀬光一議員 このたび議員各位のご推挙により、議長という大役を仰せつかることになりました滝瀬光一でございます。

本組合議会議長の要職に就くことになり、皆様方には衷心より感謝を申し上げ、さらにその責任の重さを改めて痛感しているところでございます。私は議長として本組合のますますの発展と、公平、公正かつ円滑な議会運営に誠心誠意努めてまいりますので、議員の皆様、そして並木管理者をはじめ副管理者並びに事務局の皆様方、職員の皆様方のご協力とご指導を心よりお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

糸井政樹副議長 ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時20分)

(開議 午前 9時20分)

〔副議長、議長と交代〕

滝瀬光一議長 休憩を解いて再開いたします。

◎ 議会運営委員会委員の選任

滝瀬光一議長 日程第7、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、議会運営委員会条例第3条第2項の規定により、組合市から各2名選出するものと規定されております。ただいま鴻巣市2名、桶川市2名の議会運営委員会委員が欠員となっておりますが、議会運営委員会条例第4条の規定により、私よりご指名申し上げます。

埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員に金澤孝太郎議員、藤村孝志議員、渡邊光子議員、浦田充議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私より指名いたしましたとおり埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

滝瀬光一議長 ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、金澤孝太郎議員、藤村孝志議員、渡邊光子議員、浦田充議員を選任することに決定いたしました。

ここで、議会運営委員会の招集をお願いいたします。

会議につきましては、災害対策室にてお願いをいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時22分)



(開議 午前 9時43分)

滝瀬光一議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 議会運営委員会正副委員長の互選

滝瀬光一議長 休憩中、議会運営委員会において決定されました正副委員長につきましては、書記から発表させます。

塩野谷書記。

塩野谷剛史書記 ご報告をいたします。

議会運営委員会委員長、金澤孝太郎議員、議会運営委員会副委員長、島野和夫議員。

以上でございます。

滝瀬光一議長 ただいまの発表のとおりでございますので、ご了承願います。

◎ 諸 般 の 報 告

滝瀬光一議長 続いて、日程第8、諸般の報告をいたします。

本臨時会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和7年12月分、令和8年1月分及び2月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本臨時会に提案のありました事件につきまして、書記をして報告させます。

塩野谷書記。

〔書記朗読〕

滝瀬光一議長 ただいまの報告の議案は、印刷をし、お手元に配布しておりますので、ご了承願います。

◎ 行 政 報 告

滝瀬光一議長 続いて、日程第9、行政報告を行います。

武田参事から行政報告を求めます。

武田参事。

〔武田昌行参事登壇〕

武田昌行参事 令和8年2月定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、桶川消防署桶川西分署整備事業につきましてご報告申し上げます。桶川西分署庁舎建設工事については、本年3月下旬に鉄筋コンクリートの柱や梁、壁などの躯体工事が終了し、現在は内外装工事等を実施しており、工程表のとおり進捗しております。

次に、消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業につきましてご報告申し上げます。本事業については、4月に機器及びソフトウェアの調整や確認作業を行っており、今後は9月から機器の搬入、設置を行い、12月15日からの仮運用を経て、令和9年3月末に本運用を開始することとしております。

次に、日勤救急隊の運用につきましてご報告申し上げます。令和6年4月から暫定的に運用していた「日勤救急隊」を、本年4月から「日勤救急担当」に名称を変更し正式運用といたしました。これに伴い、待機場所を北本消防署から鴻巣天神分署とし、運用時間は、暫定運用では8時半から15時までに覚知した事案に対応することとしておりましたが、正式運用では1時間延長し16時までに覚知した事案に出動することとしております。

続きまして、県央みずほ斎場についてご報告申し上げます。初めに、令和7年度の利用状況につきましてご報告申し上げます。火葬件数は合計3,327件で、前年度と比較して59件の減少、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は11.1件となっています。また、葬儀・告別式による式場の利用件数は、第1式場及び第2式場を合わせて583件で、前年度と比較して3件の増加、1日当たりの利用件数は1.9件となっています。小動物の火葬件数は1,476件で、前年度と比較して67件の減少、1日当たりの利用件数は4.9件となっています。

次に、ダイオキシン類の調査結果についてご報告申し上げます。令和8年2月5日に、火葬炉から排出される排ガス及び集じん灰の検体採取が行われ、分析した結果、排ガスの指針値等を下回る数値となりました。これらの詳細につきましては、お手元に資料を配布いたしましたので、ご確認いただきたいと存じます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◎ 報告第2号、報告第3号の上程、説明

滝瀬光一議長 続いて、日程第10、専決処分の報告について説明を求めます。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 本日ここに、令和8年5月（P. 15「第1回」に発言訂正）埼玉県央広域事務組合議会定例会（P. 15「臨時会」に発言訂正）を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

また、当初提出を予定しておりました議案第8号 埼玉県央広域事務組合監査委員の選任について、一部内容を差し替える請求を行いましたところ、議長から承認をいただきました。これに当たり、議長並びに議員の皆様にご理解とご協力を賜りましたこと、心より感謝を申し上げます。

初めに、報告第2号につきましてご説明申し上げます。本件は、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

概要といたしましては、令和7年11月17日10時29分頃、桶川市朝日2丁目11番3号ブリリアンコート北上尾に立入検査のため出向した桶川西分署の水槽付消防ポンプ自動車が、敷地内北側駐車場に駐車するため車両を後進させたところ、車両後部が建物に接触し、建物外壁を破損させたものでございます。示談により、相手方に修繕費用6万6,000円を賠償することで、令和8年3月4日に専決処分を行ったものでございます。

なお、賠償金につきましては、その全額が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

次に、報告第3号につきましてご説明申し上げます。本件は、令和5年に上尾市大字壺丁目地内で発生した北本消防署の高規格救急自動車の交通事故に関し、物的損害の和解が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

事故の概要といたしましては、令和5年8月4日午後5時18分頃、上尾市大字壺丁目33番地先路上において、救急出動中の北本消防署の高規格救急自動車が赤信号の交差点を徐行で通過しようとした際、進行方向左側に複数台の右折車両が停止していたため死角となり、左側から直進してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が破損したものでございます。人身損害に関しましては、令和6年4月24日に和解が成立し、令和6年5月臨時会にて専決処分の報告をいたしました。物的損害に

関しましては、高規格救急自動車の評価額について、求償権を全国市有物件災害共済会関東支部に移転し、相手方保険会社と協議が継続しておりましたが、令和８年３月11日に東京地方裁判所から調停に代わる決定がなされ、和解に至ったことから、相手方に修繕費用37万3,542円を賠償することで、令和８年４月17日に専決処分を行ったものでございます。

なお、賠償金につきましては、その全額が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

失礼しました。訂正を１か所お願いします。本日、一番最初の部分ですけれども、「令和８年５月埼玉県央広域事務組合議会定例会」と申し上げましたが、「令和８年第１回埼玉県央広域事務組合議会臨時会」ということで訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

滝瀬光一議長 以上が専決処分の報告でございますので、ご了承願います。

◎ 議案第８号～議案第１１号の上程、説明

滝瀬光一議長 続いて、日程第11、議案第８号から議案第11号までの４件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 今回ご提案申し上げました議案は、４件でございます。これより議案の番号に従いましてご説明申し上げます。

議案第８号 埼玉県央広域事務組合監査委員の選任についてでございます。本案は、監査委員２人のうち、現在、議会選出の委員に欠員が生じておりますので、後任として浦田充議員を監査委員に選任することにつきまして、地方自治法第196条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

浦田議員におかれましては、人望も厚く、高潔で誠実なお人柄で、監査委員としての識見を有し、適任であると考えましてご提案を申し上げる次第であります。

議案第９号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

本案は、鴻巣市議会の令和８年３月定例会において、３月23日に「鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が議決されたことを受けまして、人事院勧告に基づく通勤手当の見直し及び駐車場等に係る手当の新設を行うもので、本条例の一部改正を令和８年３月24日に専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合行政手続条例の一部を改正する条例）でございます。本案も議案第9号と同様に鴻巣市議会の議決を受けまして、行政手続法の一部改正による公示送達の見直しを踏まえ、所要の改正を行うもので、本条例の一部改正を令和8年3月24日に専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

議案第11号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）でございます。今回、整備をいたします水槽付消防ポンプ自動車は、鴻巣消防署鴻巣天神分署に配備するもので、取得金額8,382万円で、日本機械工業株式会社本社営業部と契約を締結するものでございます。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当からご説明いたします。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

滝瀬光一議長 次に、議案第9号から議案第11号の細部説明を求めます。

鈴木事務局長兼総務課長。

〔鈴木浩一事務局長兼総務課長登壇〕

鈴木浩一事務局長兼総務課長 それでは、議案第9号から議案第11号の議案につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

本案は、国の一般職の給与に関する法律の一部改正に伴い改正を行うもので、自動車等の使用者に対する通勤手当について、100キロメートル以上を上限とする5キロメートル刻みの新たな距離区分を設けるほか、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものでございます。

次に、議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合行政手続条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続法の一部改正を踏まえ改正を行うもので、聴聞等の通知に係る公示送達について、インターネットを利用する方法により公示事項を不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示する方法に加え、公示事項を組合の事務所に設置したパソコン等の画面に表示する方法を可能とするものでございます。

次に、議案第11号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）についてご説明申し上げます。

現在、鴻巣消防署鴻巣天神分署で運用している車両でございますが、平成24年3月の初年度登録から15年を経過することから、第6次消防力等整備計画に基づき更新するものでございます。

資料として入札結果表と水槽付消防ポンプ自動車のイメージ写真及び概要を添付しております。資料の3ページをご覧ください。1、車両諸元でございますが、マニュアルトランスミッションの

四輪駆動方式としており、乗車人員につきましては6名となっています。

2、取付品及び取付装置でございますが、1,500リットル以上の水槽、ポンプ操作に必要な計器類や機能集中操作スイッチ等を取り付けるものとなっています。

3、附属品でございますが、吸管、照明器具、ホース延長用資機材、三連はしごなど消防活動に必要な資機材となっています。

次のページを御覧ください。4、積載品でございますが、消防用ホース、チェーンソー、エンジンカッター、ドライブレコーダー、全方位カメラなど消防活動及び車両運転の安全性向上に必要な装備となっています。

以上で細部説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

滝瀬光一議長 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時03分)

(開議 午前10時47分)

滝瀬光一議長 休憩を解いて会議を再開いたします。

◎ 議案第8号の質疑、討論、採決

滝瀬光一議長 続いて、日程第12、議案第8号 埼玉県央広域事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、浦田充議員の退席をお願いいたします。

〔13番 浦田 充議員退場〕

滝瀬光一議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時47分)

(開議 午前10時47分)

滝瀬光一議長 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

滝瀬光一議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

滝瀬光一議長 次に、賛成討論を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

滝瀬光一議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第8号 埼玉県中央広域事務組合監査委員の選任について、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

滝瀬光一議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決しました。

〔13番 浦田 充議員入場〕

滝瀬光一議長 ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時49分)

(開議 午前10時50分)

滝瀬光一議長 休憩を解いて再開いたします。

◎ 監査委員就任のあいさつ

滝瀬光一議長 ただいま議会選出の監査委員として同意されました浦田充議員よりごあいさつをお願いいたします。

浦田議員。

〔13番 浦田 充議員登壇〕

13番 浦田 充議員 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆様方より、監査委員に選任いただきました浦田充です。当組合の適切かつ効率的な運営のため、公平、公正な立場で職務を遂行していく所存でございますので、どうか皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

滝瀬光一議長 ありがとうございました。

◎ 議案第 9 号の質疑、討論、採決

滝瀬光一議長 続いて、日程第13、議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

滝瀬光一議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

滝瀬光一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

滝瀬光一議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

滝瀬光一議長 起立全員であります。

よって、議案第 9 号は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第 10 号の質疑、討論、採決

滝瀬光一議長 続いて、日程第14、議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合行政手続条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

滝瀬光一議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

滝瀬光一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

滝瀬光一議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合行政手続条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

滝瀬光一議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第11号の質疑、討論、採決

滝瀬光一議長 続いて、日程第15、議案第11号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を願います。

潮田議員。

9番 潮田幸子議員 先ほど議案調査で幾つか聞かせていただきましたので分かっている部分あるのですが、議案調査の中で、この車幅は2.4メートル、道幅は3.5メートルが必要である、このサイズの消防自動車の場合ということでありましたけれども、鴻巣では7地区、桶川では10地区、北本では2地区、このサイズというか、消防自動車が入るのが困難な地区があるということの説明もございました。これということは、実際そういった地区、地域に火事があった場合、または出動が必要になった場合に、現状ではどうされているのかということ、そして今回の新しい水槽付消防ポンプ自動車が更新されたことによって変わることがあるのか伺います。

滝瀬光一議長 高柳副参事兼警防課長。

高柳禎胤副参事兼警防課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

車両が進入困難な狭隘な地区への現在の対応でございますが、まず消防車両は接近可能なところまで接近し、そこからホースカーを用いて十数本のホースを火点まで伸ばすという対応を取っております。また、当消防本部には、各消防署に今回導入しようとする水槽付消防ポンプ自動車より小型の消防ポンプ自動車を3台保有しております。この小型の車両を先行して狭隘な地域に進入させ、

大型車両が後方から中継送水を行うというやり方も実施しております。

次に、今回、導入する水槽付消防ポンプ自動車の能力として、どのようなことができるようになるのかというお話になりますが、電動アシスト機能付ホースカーを導入することにより、先ほど申し上げました車両が接近困難な、車両が部署した位置から火点までの十数本のホース延長が早くなり、放水開始が迅速になるという効果を期待しております。そのような造りで、今回、新しい水槽付消防ポンプ自動車の設計をしております。

以上です。

滝瀬光一議長 潮田議員。

9番 潮田幸子議員 ありがとうございます。

そうすると、すみません、素人なのでよく分からないのですけれども、水圧というのは、そうやってつなげた場合であっても、消防の活動としては十分にその機能は果たせるということでしょうか。

滝瀬光一議長 高柳副参事兼警防課長。

高柳禎胤副参事兼警防課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

申し上げたとおりに、延長したホースが長ければ長いほど、ポンプで作り出した圧力は摩擦損失等により減少し、放水の圧力は弱まります。消防は、そのことをしっかりと学習しておりまして、機関員は、この摩擦損失等を考慮した圧力をポンプ車から発生させておりますので、放水している筒先において水圧が足りないということはありません。

滝瀬光一議長 ほかに質疑ありませんか。

藤村議員。

1番 藤村孝志議員 1点だけなのですけれども、車が新しくなれば、当然ながら中の機械も精密化してくるかと思うのですけれども、そういう中で、もし故障してしまった場合というのは、日本機械工業株式会社がどの程度迅速に修理をしていただけるのか、また実際現場で故障してしまった場合は、どの程度その会社というのが迅速にやってもらえるのか、その辺を伺います。

滝瀬光一議長 高柳副参事兼警防課長。

高柳禎胤副参事兼警防課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

当該車両が故障したときなどの対応でございますが、日本機械工業株式会社は当消防本部に鴻巣災対1、鴻巣1、吹上1、桶川西1、鴻巣はしご1、北本災対1、桶川1という車両を過去に豊富に納入しております。このことから当消防本部とのやり取りは非常に密になっておりまして、故障対応を依頼した場合には、迅速な対応が可能となっております。

また、現場における故障につきましては、日本機械工業株式会社に要請をしたとしても、到着には時間がかかると考えられます。そういった場合には、そのとき出動している隊と速やかにポンプ車を入れ替えて、故障がない車両をすぐに消火活動等に従事させるということになると考えており

ます。

以上です。

滝瀬光一議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

滝瀬光一議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

滝瀬光一議長 次に、賛成討論を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

滝瀬光一議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第11号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）について、原案のとおり決することと賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

滝瀬光一議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎ 管理者のあいさつ

滝瀬光一議長 以上をもって、本臨時会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 令和8年第1回埼玉県央広域事務組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

まず、今議会におきまして、滝瀬議長、糸井副議長、浦田監査委員がそれぞれ選任されましたことに心からお祝いを申し上げます。

本日、議員の皆様には、全ての議案につきまして慎重なるご審議の上、それぞれご決定をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。今後におきましても組合運営につきましては、鋭意努力していく所存でございますので、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

て、閉会の挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎ 閉 会 の 宣 告

滝瀬光一議長 以上をもちまして、令和8年第1回埼玉県央広域事務組合議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時03分)

議 長 滝 瀬 光 一

副 議 長 糸 井 政 樹

前 議 長 芝 寄 和 好

署 名 議 員 藤 村 孝 志

署 名 議 員 渡 邊 光 子

参 考 資 料

議 決 結 果 一 覧 表

令和 8 年第 1 回臨時会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
8	埼玉県央広域事務組合監査委員の選任について	8	5 月 2 5 日	同 意
9	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	9	5 月 2 5 日	承 認
1 0	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合行政手続条例の一部を改正する条例)	1 0	5 月 2 5 日	承 認
1 1	財産の取得について (水槽付消防ポンプ自動車)	1 1	5 月 2 5 日	原案可決